

「(仮称)いわき太陽光発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、CESいわき太陽光発電所合同会社が、福島県いわき市において、最大で出力94,160kWの太陽電池発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

本事業は、牧草地、牛舎等として使用されていた開発済みの土地及び牧場内に点在する比較的小規模な林地を事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の大部分に設定しており、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「太陽電池発電設備等」という。)の設置に当たっては、地形改変や新たな樹木の伐採を最小化する方針としている。

一方で、本事業の実施に当たっては、切土・盛土を含む土地造成や樹木の伐採が想定されている。

また、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたアオハダ・モミ群落が存在する。また、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 土地の安定性及び水環境への影響

本事業の実施に当たっては、切土・盛土を含む土地造成や樹木の伐採が想定され、傾斜の大きい斜面に太陽電池発電設備等を設置する場合や土地造成の工法等によっては、土地の安定性及び水環境への影響が懸念される。このため、

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、急傾斜地及び樹林地の改変を可能な限り抑制した計画とするとともに、専門家等からの助言を踏まえ、土地の安定性及び水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、適切な排水計画の採用等の環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性及び水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたアオハダ・モミ群落が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を適切に行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減すること。

(3) 廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)」(平成30年12月環境省)等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。